

## 環境の保全と創造に関する条例

条例

### 第2節の2 建築物環境性能評価

(建築物の新築等に係る環境配慮)

第118条の4 建築物に係る新築、改築、増築その他規則で定める行為(以下「新築等」という。)をしようとする者は、当該建築物に係る環境への負荷の低減その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(建築物環境性能評価書の届出)

第118条の5 特定建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物のうち、規則で定める規模のものをいう。以下同じ。)の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、知事が定める建築物環境性能評価指針に基づき、当該特定建築物に係る環境への負荷の低減その他の措置に関する評価(以下「建築物環境性能評価」という。)を行い、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した建築物環境性能評価書を作成し、これを知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 建築物環境性能評価の結果
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の建築物環境性能評価指針は、次に掲げる建築物に係る環境への負荷の低減その他の措置に関する評価の指針について定めるものとする。

- (1) エネルギーの使用の抑制に関する措置
- (2) 資源及び資材の適正な利用に関する措置
- (3) 敷地外の環境への負荷の低減に関する措置
- (4) 室内環境の向上に関する措置
- (5) 建築物の長期間の使用の促進に関する措置
- (6) 周辺地域の環境の保全に関する措置

3 第1項の規定による届出には、特定建築物の配置図その他の規則で定める図書を添付しなければならない。

4 第1項の規定による届出は、当該特定建築物の新築等に係る工事に着手する日前の日であつて規則で定める日までに提出しなければならない。

(建築物環境性能評価書の変更の届出)

第118条の6 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定建築物の新築等の工事が完了するまでに同項第1号から第4号までに掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更の内容を知事に届け出なければならない。

(指導又は助言)

第 118 条の 7 知事は、第 118 条の 5 第 1 項又は前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定建築物に係る環境への負荷の低減その他の措置を効果的に講ずるために必要があると認めるときは、これらの届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(工事完了の届出)

第 118 条の 8 第 118 条の 5 第 1 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定建築物の新築等の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(建築物環境性能評価の概要の公表)

第 118 条の 9 知事は、第 118 条の 5 第 1 項、第 118 条の 6 又は前条の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該特定建築物に係る建築物環境性能評価書の概要を公表するものとする。

(勧告)

第 118 条の 10 知事は、特定建築主が第 118 条の 5 第 1 項又は第 118 条の 6 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該特定建築主に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(市町の条例との関係)

第 157 条 この条例の規定は、市町が当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、環境の保全と創造に関し、この条例で定める事項以外の事項について、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第 158 条 再生資源の利用の促進又は環境美化の促進に関し、第 80 条から第 83 条まで並びに第 125 条及び第 126 条の規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している規則で定める市町の区域における第 80 条から第 83 条まで並びに第 125 条及び第 126 条の規定の適用については、規則で定める。

2 工場等の敷地の緑化又は建築物及びその敷地の緑化に関し、第 118 条から第 118 条の 3 までの規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している規則で定める市町の区域における第 118 条から第 118 条の 3 までの規定の適用については、規則で定める。

3 建築物環境性能評価に関し、第 5 章第 2 節の 2 の規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している規則で定める市町の区域における同節の規定の適用については、規則で定める。

**知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例**

82 環境の保全と創造に関する条例等に基づく事務

事務	市町
(1)～(20) (略)	
(21) 条例及び施行規則等に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 条例第118条の2第2項又は第3項の規定による届出の受理に関する事務 イ 条例第118条の2第6項の規定による指導及び助言に関する事務 ウ 条例第118条の3の規定による通知の受理に関する事務(条例第118条の2第2項及び第3項の届出の例による通知に係るものに限る。) エ 条例第118条の5第1項の規定による届出の受理に関する事務 オ 条例第118条の6の規定による届出の受理に関する事務 カ 条例第118条の7の規定による指導及び助言に関する事務 キ 条例第118条の8の規定による届出の受理に関する事務 ク 条例第118条の9の規定による公表に関する事務 ケ 条例第118条の10の規定による勧告に関する事務 コ 条例の施行のための規則の規定による事務であって別に規則で定めるもの	姫路市、尼崎市、 明石市、西宮市、 芦屋市、伊丹市、 加古川市、 宝塚市、高砂市、 川西市及び三田 市